

○財務省告示第三百五十一号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等とおり告示す
 る。

平成二十一年十月二十八日

財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第二回	円百百 三十二 十二億	百二十 四万六 千四百
〃	第四回	万四九 円百十 三億二 十六千	七百八 十八万 九千六 千
〃	第六回	三千百 万七四 円百十 九億八	七万千 八百三 千六百 十一
〃	第八回	円百九 億二五 十一万 二千	十九億 三千五 百
〃	第十回	十三億 円七千 百	六十八 億九千 九百
〃	第十二回	万八千 円百九 十	円二千 七百四 十六万
〃	第十四回	十一億 万三千 円千八	十七億 一千三 百六十

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個人向け利付 国庫債 ・ 十年（変動）
	第二十六回	第二十四回	第二十二回	第二十回	第十八回	第十六回	第十四回
五千千 万六十 円百九 二億 十八	十九 七千 万二 円百 八	五百 五 万 円	五千二 万八十 円百八 二億 十六	六七十 六億 万二 円百	万五百 百二 六億 十九 三千	九二 百十 三 万六 円億	十億二 一七 百三 万千 三百 十二
百百千 十四万 円億 二二 千三	円五九 万千 三百 百八 十七	三百五 百三 万五 千 円	四三二 千八百 八十九 万 円	千七百 二十三 十九 億六 万 千	千八百 七十二 億四 千三 百 二十 万 円	二千二 百九十 四 億九 万 九 千 七 百 七 十三 円	七三五 万二千 四百三 十 百八 十一 億